過去の専門委員会等における検討事項③に関連する指摘

3. 現行税制の環境面からの評価

論点③

(公平性)

関係

- ・ <u>環境税は、幅広い部門・事業者に対して公平に課税することができ、</u>あらゆる 主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘発する仕組みである。
- ・ 環境税については、租税として具備すべき公平な負担、安定した税収等の側面 と、炭素に価格をつけるという政策手段としての側面の両方が重要である。低炭素化促進の観点から、政策手段として、税制を用いて炭素に価格をつけるという 考え方の重要性について、正当性が認められてきていると考えられる。
- ・ 理念型としては<u>ピュアな炭素税(炭素含有量に比例した税率の税)がベスト</u>であることを共有する必要がある。既存税の税率の上げ下げだけでは、メッセージとして明確ではなく、さらに、アナウンスメント効果も期待すれば、炭素税が最も効果的である。
- ・ つまり、税制のグリーン化の観点から、既存エネルギー諸税を活かしながら、 これに環境税制(炭素税の導入又は既存エネルギー諸税を活用した税率の変更) を加えた合計の税率を、炭素含有量に応じた税率体系の純粋炭素税に近づけるア プローチも考えられる。
- ・ 諸外国における環境税のパターンは大きく三つある。1つは、フィンランドのパターンであり、液体燃料税の内数として、基本税、付加税、戦略備蓄料があり、1つの税の中で、税率の算定に当たって、基本税の税率に加え、炭素比例のCO2排出量1トン当たりの税率を用いている。次に、デンマークのパターンがあり、既存税制とは別に新税としてCO2税を課し、既存税制の徴税システムをそのまま活用して、炭素比例の税率を上乗せして課税している。もう1つのパターンは、イギリスのパターンであり、既存税制がカバーしていなかった課税対象に対し、炭素比例ではないが新税を導入している。なお、それぞれの国で、燃料種間の税率を、炭素税率に換算した税率で比較すると、不均一になっているものの、同じ燃料種に関して、各国の税率を比べると、大幅な開きはないことが明らかであり、総じて見ると、我が国の倍程度若しくはそれ以上の水準となっている。
- ・ 北欧では、公平性、効率性を重視し、<u>炭素含有量に基づく税</u>が一部導入されている(例えば、フィンランド・デンマークでは、それぞれ <u>CO 2 排出量 1 トン当たり 3,220 円・1,984 円の炭素含有量比例の税率</u>)。こうした中、フィンランドの天然ガスについては、政策的に税率を半減している。天然ガスについては、石炭に比べて環境負荷が低く、同じ熱量を得るのに石炭と原油と天然ガスの CO 2 の排出量は、10:7.5:5.5 となっている。

(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその

経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

- ・ <u>税は温室効果ガスを排出する「全ての」主体に対して広く排出量に応じた負担</u>を求め得るため、公平性の視点から優れている。
- ・ <u>温暖化対策税制は、社会全体で汚染者負担の原則を踏まえた公平な負担を行う</u> <u>ことを意図したもの</u>であり、税の軽減については、公平性の観点に留意しながら 検討する必要がある。

(「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、 中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成16 年12月15日)

(効率性)

- ・ 環境税や排出量取引制度等の経済的手法については、ポリシーミックスの考え 方に沿って、排出削減効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力 小さくすることができるよう、活用すべきである。
- ・ イギリス、ドイツ、デンマーク等において、環境対策の役割も果たす税制について削減効果があったと指摘されている。例えばイギリスにおいては、ケンブリッジ・エコノメトリクスが、炭化水素油税の増税(1993年~99年)や気候変動税の導入(2001年)について、CO2排出量削減効果を試算している。具体的には、炭化水素油税の増税により、2010年で、3.7~9.2百万CO2トンが削減(2001年試算)、気候変動税の導入により、2010年で12.8百万CO2トンが削減(2005年試算)とされている。

(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその 経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

・ <u>税という手法は、</u>市場メカニズムを通じて、家庭、企業、運輸など様々な分野で対策に取り組む多くの人々に対し、取組の内容やその程度について柔軟な裁量の余地を残しつつ、汚染物質の総排出量の削減を達成しようというものであり、結果として、社会全体で最も安い費用で、税率に応じた排出削減量を確保できるというメリットを有している。

(「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、 中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成 16 年 12 月 15 日)

(簡素性)

環境税でインセンティブ効果を特に発揮するのは、国民一人ひとりが関与する

消費・下流段階であると考えられるため、<u>消費者に広く浸透する仕組みが必要</u>である。他方で、<u>徴税事務・コストなどの問題がある。</u>具体的には、下流で環境税を導入すると、課税ポイントと還付ポイントが一致するという利点があるが、課税漏れ、課税逃れの可能性があり、また、かなりの徴税コストがかかると想定される。一方、上流で課税する場合は、仮に政策的に還付を行おうとすると、納税者と還付対象者が異なるという問題、還付対象者と還付非対象者とをどう区別するのかという問題が発生する点に留意が必要である。

(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその 経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

・ <u>税については、</u>課税の仕組みが税法上規定され、<u>施策自体が国民にも明瞭に分</u> かり、透明性に優れている。

(「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、 中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成 16 年 12 月 15 日)

論点④ 関係

(地方独自の税制のグリーン化)

• グローバル化や様々な格差是正の中で、また、<u>国・地方の役割分担を一層適切</u> <u>にしていく中で、グリーン税制をどのように位置づけるのか</u>についての検討も必 要である。

(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその 経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

三重県等にみられる産業廃棄物税については、最終処分量の減少に対し、税導 入の効果もある程度寄与したとする調査がある。

(「環境税の経済分析等について — これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成17年9月13日)